

非自発的失業(離職)者の方へ 国民健康保険税 軽減制度のお知らせ

非自発的失業（倒産・解雇・雇止めなどによる離職）により、国民健康保険に加入した方については、国民健康保険税や高額療養費等の自己負担限度額が軽減される制度です。

軽減を受けるためには申請が必要です。他市区町村で軽減を受けていた方が転入してきた場合にも、改めて申請してください。

■ 対象となる方（次の全てに当てはまる方）

- ① 非自発的失業（離職）された方。
- ② 離職時点の年齢が、65歳未満である。
- ③ 雇用保険受給資格者の離職理由（数字2桁）が下記のいずれかに当てはまる。

◆ 雇用保険受給資格者証の離職理由

コード		離職理由
特定受給資格者	11	解雇（コード12又は50以外）
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め（雇用期間3年以上の雇止め通知あり）
	22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職（コード31, 32以外）
	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月未満）

※次に該当する方は、この制度の対象とはなりません。

- ・ 上記離職理由以外の定年退職(25)や正当な理由のない自己都合退職(40)、重責解雇(50)などの方
- ・ 「特例受給資格者証」をお持ちの方（季節的雇用、又は短期雇用に就くことを常態としている方）
- ・ 「高齢受給資格者証」をお持ちの方（65歳到達日以降に離職された方）

■ 軽減措置の内容

① 国民健康保険税の軽減

国民健康保険税は前年の所得などにより算定しています。

該当となる方の前年の給与所得を100分の30とみなして、賦課計算します。

② 医療費の自己負担限度額の軽減

該当とする方の給与所得を100分の30とみなして、高額療養費等の自己負担限度額を決定します。

③ 軽減期間

- ・ 国民健康保険税 → 離職の翌日から翌年度末までの期間です。

（例）令和7年5月31日に離職 → 令和7年6月1日から令和9年3月31日分まで適用

- ・ 自己負担限度額 → 離職の翌日の属する月の翌月から翌々度7月までの期間です。

（例）令和7年6月15日に離職 → 令和7年7月1日から令和9年7月31日分まで適用

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※非自発的失業後に社会保険など別の健康保険に加入した時点で、軽減期間は終了します。

■ 申請に必要な書類

- ① 雇用保険受給資格者証（公共職業安定所(ハローワーク)で発行されたもの）
- ② マイナンバーカード又は国民健康保険資格確認書
- ③ 本人確認書類（運転免許証等）

■ 申請・問い合わせ先

下郷町役場 税務課 課税係（⑥番窓口） TEL 0241-69-1155

町民課 戸籍保険係（②番窓口） TEL 0241-69-1133